



文化シヤッター

文化シヤッター株式会社
東京都文京区西片1丁目17-3 〒113-8535

お客様相談室
0570-666-670 (ナビダイヤル有料)
03-5844-7111 (IP電話・海外からのご利用)
www.bunka-s.co.jp

■製品保証

保証期間
施工業者よりの引渡し日(注1、注2)から2年間とします。(電装部品については1年間)

また、修理・点検により部品交換した場合は、交換した部品に対して1年間とします。
(注1)改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。

(注2)分譲住宅(建売住宅)・分譲マンションの場合は、建築主様への引渡し日とします。

(注3)ドアコーラーや錠前の保証期間は、上記にかかわらず、別途定めた内容によります。

保証内容

取扱説明書、ラベルその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合に、下記に示す免責事項に該当する場合を除き、無料修理いたします。ただし、遠隔地や離島への出張修理の場合は交通に要する実費をいただく場合もあります。

免責事項

①天災その他の不可抗力(例えば、暴風、豪雨、高潮、津波、地震、噴火、落雷、洪水、地盤沈下、火災など)による不具合、またはこれらによって製品の性能を超える事態が発生した場合の不具合

②製品または部品の経年変化(使用に伴う消耗、摩耗。木製品のそり、干割れ等)や経年劣化(樹脂部分の変質、変色など)、またはこれらによる変色、かび、またはその他の不具合

③製品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食またはその他の不具合(例えば、塩害による腐食。大気中の砂塵、煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガスなど)が付着して起きる腐食。異常な高温・低温・多湿による不具合など)

④自然現象や使用環境に起因する不具合(例えば、結露・凍結・風による振動・共鳴音など)

⑤表示された製品の性能を超えた性能を必要とする場所に取り付けられた場合の不具合(例えば、カタログなどに記載された耐風圧以上の風圧に起因するものなど)

⑥建築躯体の変形など、製品以外に起因する製品の不具合

⑦本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合、または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合

⑧当社の手配によらない加工、組立、施工(基礎工事、取付け工事、シーリング工事など)、管理、メンテナンスなどに起因する不具合(例えば、海砂や急結材を使用したモルタルによる腐食、中性洗剤以外のクリーニング剤を使用した事による変色や腐食、工事中の養生不良による変色、腐食など)

⑨お客様自身の組立て、取付け、修理、改造(必要部分の取外しを含む)に起因する不具合

⑩引渡し後の操作誤り、整備不良または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合

⑪使用に伴う接触部分の摩耗・傷・塗装のはがれや時間経過による塗装の退色、樹脂部品の変質・変色、めっきの劣化またはこれらに伴う錆などの不具合

⑫施工当時実用化されていた科学や技術、知識では予測することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた不具合

⑬犬、猫、鳥、ネズミ、昆虫、ゴキブリ、クモなどの小動物、またはつるや根などの植物に起因する不具合

⑭機能上障のない音・振動など感覚的現象

⑮犯罪など不法な行為に起因する破損や不具合

※次のような消耗品については有料となります。気密材、モヘア、小口カバー、操作ツマミなどの合成樹脂部品

※保証期間経過後の修理、交換などは、有料とします。

※本記載によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理、その他についてご不明な場合は、最寄りの当社支店・営業所にお問い合わせください。

■定期点検契約のおすすめ

末永く、安全にお使いいただくためには、定期点検と定期的な部品交換が必要です。定期点検契約をむすんでいただくことにより、専門家による点検と保守を行います。動作状態のチェックと給油、消耗部品の交換などを定期的に実施し、正常に働くよう念入に調整いたします。点検の記録は当社に保管し、お客様にそのつど報告いたします。機能低下や不慮の事故を防ぐ定期点検契約は、必要不可欠な製品の一部です。

修理・点検に関するお問い合わせは

0120-365-113
365日いいサービス

アットタイムサービスシステム



突然のシャッターや窓シャッターの故障。
そんな時は、文化シヤッターサービス(株)の
ATSS=アットタイムサービスシステムをご利用ください。フリーダイヤルひとつで
365日素早く対応いたします。

No.777 初版CA1194-2MS'20・11
第2版CA1194-2MS'21・10



FSC

カタログの色は製品と多少異なる場合があります。製品改良のため予告なく仕様の変更をすることがあります。



文化シヤッター

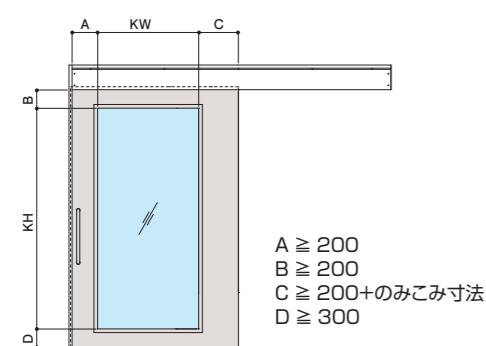
自動閉鎖装置付引戸

カームスライダー 遮煙・遮音防火設備タイプ (大臣認定品/例示仕様)



国土交通大臣認定の
複合防火設備CAS-1109を
取得した遮煙防火引戸です。^{※1} ^{※2}
CAS認定品が必要な
エレベーターホールはもちろん、
例示仕様の堅穴区画、
異種用途区画にも設置できます。

■小窓寸法 対応可能範囲



※小窓はスチール製とし、ガラスは網入り板ガラス6.8mmとなります。
ガラス施工は当社の責任施工となります。

扉バリエーション	H1	小窓付
扉構造		
防火性	特定防火設備	防火設備
遮煙性	0.2m³/min·m²以下 建築基準法施行令第112条第19項 第二号適合認定(CAS-1109)	

遮音性	Hタイプ 壁収納タイプ H1 三方枠タイプ H1・小窓付	T-1 壁収納タイプ H1	T-2 壁収納タイプ 小窓付
鋼板 水酸化アルミニウム 鋼板			

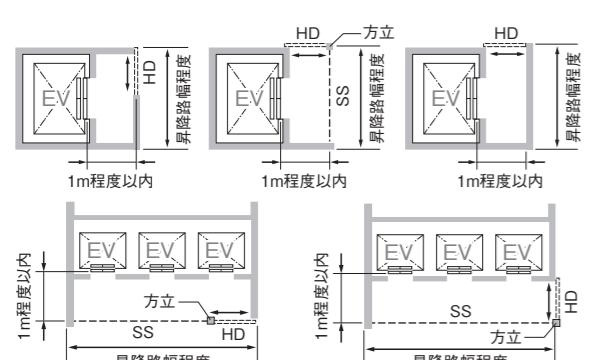
気密性	A-3

※1 エレベーター昇降路を鋼製シャッターや準耐火構造壁・床と併用し区画する複合防火設備の認定となります。

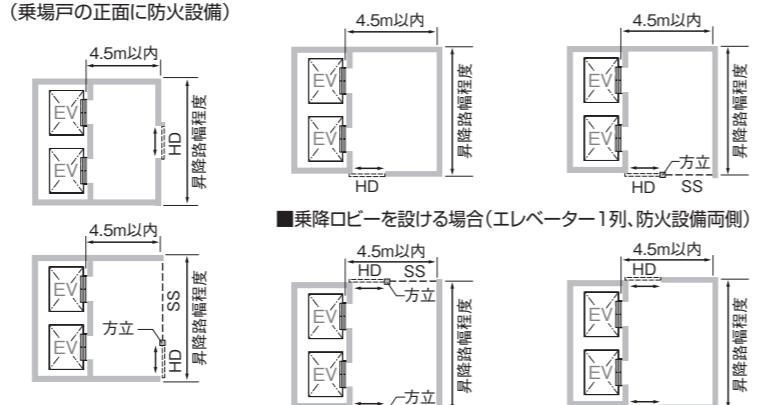
※2 開き方向が定められている避難階段(施行令第123条第1項第六号)等への設置はできません。

■エレベーターホール(乗場戸前)の空間を含めての区画例 HD:当該遮煙防火設備タイプ SS:鋼製シャッター

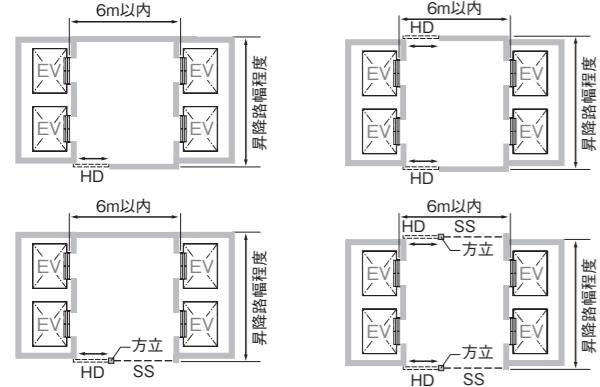
■非常に空間(乗場戸から1m程度以内)を形成する場合



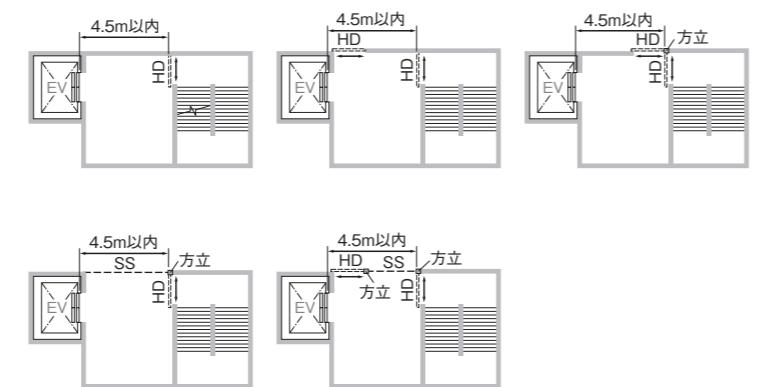
■乗降ロビーを設ける場合
(乗場戸の正面に防火設備)



■乗降ロビーを設ける場合
(エレベーター対面、防火設備片側)



■乗降ロビーを設ける場合
(エレベーター対面、防火設備両側)



■乗降ロビーを設ける場合
(階段の附室と兼用)※避難階段等は対象外



建設省告示第2564号に適合した
例示仕様の遮煙防火設備です。
T-2、T-3と高い遮音性能を
兼ね備え、遮煙性能が必要な
堅穴区画・異種用途区画の他にも、
より高い遮音性能が求められる
病院の診察室・カウンセリング
ルームなどにもおすすめです。^{※1}

扉バリエーション	H1
扉構造	
防火性	特定防火設備

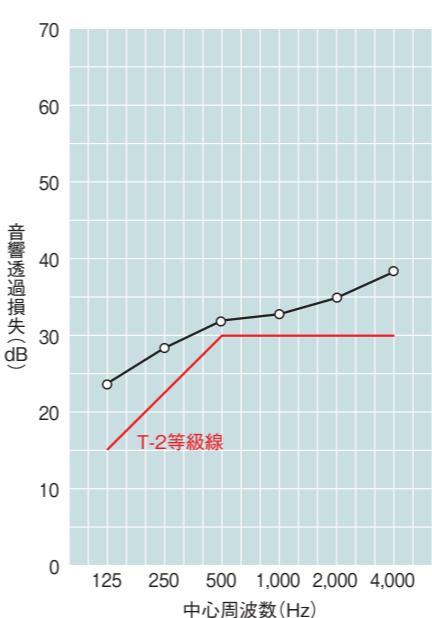
遮煙性	0.2m³/min·m²以下 昭和48年建設省告示2564号に 適合した例示仕様

遮音性	Sタイプ・Kタイプ T-2(Sタイプ) T-3(Kタイプ)
鋼板 水酸化アルミニウム 鋼板 溶融亜鉛めっき鋼板	

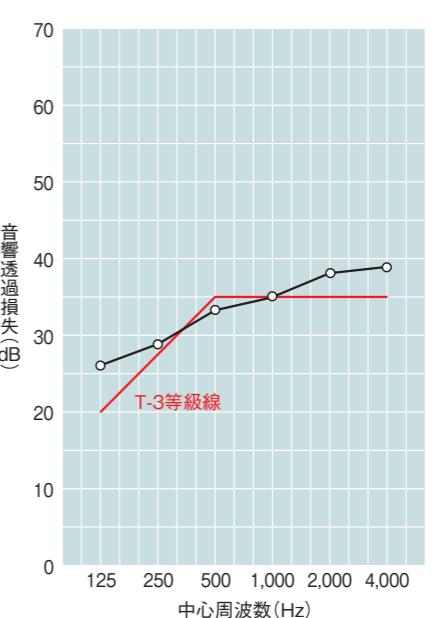
※1 CAS認定が求められるエレベーターホールなどには設置できません。

■音響透過損失試験データ

T-2(Sタイプ)



T-3(Kタイプ)



・遮音性能は実際の建物の現場で測定したとき、実験室とは音場^{※2}が異なるので、両者の測定値に差異が生じます。

※音場:音波の存在する空間。

・実験室でのデータと現場では諸々の条件により異なることがありますのでご注意ください。

当試験所は、
ISO/IEC 17025に適合した
国際対応 (ILAC MRA) の
試験所認定を取得しています。
認定範囲: 防火・耐火試験
気密・水密性試験
遮音・断熱性試験

Testing LAB
RTL02910

文化シャッター(株)ライフイン環境防災研究所

